

# 日本ペットサミット 会則

## 第1章 総 則

(名称)

### 第1条

この会は、日本ペットサミット（略称：J-PETS）と称する。

(目的)

### 第2条

この会は、人と共に生きるどうぶつを増やすことで、より豊かで幸せな社会を作ることを目的とする。

(事業)

### 第3条

この会は、前条の目的を達するために、次の事業を行う。

- 1) フォーラム、シンポジウム、セミナーの開催。
- 2) ホームページを活用した目的の達成に有用な情報の収集、解析とその積極的な発信。
- 3) その他の、この会の目的を達するために必要な事業。

(事務局)

### 第4条

この会は、事務局を下記に置く。

〒113-8657 東京都文京区弥生 1-1-1

東京大学大学院農学生命科学研究科 獣医外科学教室

## 第2章 会 員

(会員)

### 第5条

- 1) この会の会員は、正会員のみとする。
- 2) 正会員は、この会に入会を希望し、会費を納めた個人。

(入会および退会)

### 第6条

- 1) この会に入会を希望する者は、所定の入会申込書に当該年度の会費を添えて事務局に申し込むものとする。
- 2) 会員が退会しようとするときは、その旨を事務局に届け出なければならない。

(除名)

### 第7条

会員が以下に該当するとき、会長は、理事会の議決により除名することができる。

- 1) 会費を2年以上滞納し、催促に応じないとき。

2) 会員として、不都合な行為が認められたとき。

(会費)

第8条

正会員ならびに賛助会員は、別に定める会費を前納しなければならない。  
既納の会費は、理由の如何にかかわらず返還しない。

### 第3章 役員

(役員)

第9条

この会には、5名の役員を置く。

(役員を選任)

第10条

- 1) 理事および監事は、総会においては、正会員の中から選任する。
- 2) 会長、副会長は理事の互選により選任する。

(役員職務)

第11条

- 1) 会長は、この会を代表し会務を統括する。
- 2) 副会長は、事務局を統括し、会務を推進する。
- 3) 理事は、理事会を組織して、会長を補佐し、この会の運営にあたる。
- 4) 監事は、この会の業務を監視する。

(役員任期)

第12条

- 1) この会の役員任期は3年とし、再任を妨げない。
- 2) 中途補充された役員任期は、前任者の残任期間とする。

### 第4章 総会

(総会)

第13条

- 1) 総会は、定時総会および臨時総会とする。
- 2) 定時総会は、毎年1回集会と同時に会長が招集する。
- 3) 臨時総会は、理事会が必要と認めた場合または正会員の3分の2以上から要請があったとき、会長が招集しなければならない。
- 4) 総会の議長は、会長とする。
- 5) 総会の議決は、出席した正会員の過半数の賛成を必要とする。

(総会の議決事項)

#### 第14条

総会の議決事項は、次の通りとする。

- 1) 事業報告および収支決算。
- 2) 事業計画および収予算案。
- 3) 役員を選任および解任。
- 4) 会費の金額および徴収方法。
- 5) 会則の変更。
- 6) この会の解散およびこれに伴う資産の処分。
- 7) その他理事会において必要と認めた事項。

### 第5章 理事会

(理事会)

#### 第15条

- 1) 理事会は、必要に応じて、会長が召集し、その議長となる。また、理事総数の過半数からの要請があったときは、会長はすみやかに理事会を召集しなければならない。
- 2) 理事会は、定員の3分の2以上(委任状を含む)の出席によって成立し、出席者の過半数の賛成をもって議決する。
- 3) 監事は、理事会等に出席して意見を述べることができる。

(理事会の議決事項)

#### 第16条

理事会の議決事項は、次の通りとする。

- 1) この会の運営に関する事項。
- 2) 総会に付議する事項。

(議事録)

#### 第17条

総会および理事会の議事録は、事務局が作成し、議長および出席者2名以上の署名捺印を必要とする。

(委員会)

#### 第18条

- 1) この会には、事業の円滑な運営を図るため、特定の事項を審議する委員会を置くことができる。
- 2) 委員会の設置および解散は、理事会の議決による。
- 3) 委員長は、理事会の議決を経て、理事のうちから、会長が委嘱する。
- 4) 委員は、委員長の提案にもとづき、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

## 第6章 資産および会計

(資産)

### 第19条

この会の資産は、次の通りとする。

- 1) 会費
- 2) 事業協賛、協力金
- 3) 資産から生ずる果実
- 4) 寄付金品
- 5) その他の収入

(資産の管理)

### 第20条

この会の資産は、会長が管理し、その方法は理事会の議決による。

(会計)

### 第21条

- 1) この会の経費は、会費その他の収入をもってこれにあてる。
- 2) この会の会計年度は、1月1日に始まり、12月31日に終わる。

(帳簿)

### 第22条

この会に、次の帳簿を備える。

- 1) 会員名簿
- 2) 会計帳簿
- 3) その他必要な帳簿

## 第7章 会の解散

(解散)

### 第23条

- 1) この会の解散は、総会で決するものとし、出席した正会員の5分の4以上の賛成を必要とする。
- 2) この会が解散したときは、理事会を清算人とする。

## 第8章 雑則

(会則の変更)

### 第24条

この会則の変更は、理事会の議を経て、総会の議決を必要とする。

(施行規定)

### 第25条

この会則の施行規定は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1) この会則は、2015年6月1日から施行する。

## 日本ペットサミット 会則施行規程

(目的)

第1条

この施行規定は、会則にもとづいて、この会の管理運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会員)

第2条

- 1) 正会員は、この会の主催する集会等においては参加、講演できる。  
また、この会の発行する出版物などの優先的配布を受けることができる。

(会費)

第3条

- 1) この会の会費は、次の通りとする。
  - 1) 正会員会費 年額 5,000円
  - 2) 団体協賛会費 〃 30,000円
  - 3) 企業協年会費 1口 〃 50,000円  
年に1口以上
- 1) 催事にかかわる費用は、会費に関わりなく別途に徴収することができる。

(役員を選任方法)

第4条

会則第9条に規定する役員候補者の選任方法は、当分の間、理事会において選出する。

(理事会に関する事項)

第5条

理事会の構成は、次の通りとする。

- 1) 理事会は、理事および監事を以て構成する。
- 2) 会長は、必要に応じて理事会にその構成メンバー以外の会員を指名、出席させ、意見を求めることができる。

(交通費および賃金)

第6条

交通費および賃金は、別に定める内規により支出することができる。

(施行規定の改変)

第7条

この規定の改変は、理事会の承認を必要とする。

(付則)

この規定は、2015年6月1日から施行する。

この会には次の役員を置く。

会長1名、副会長1名、理事3名、監事2名